

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 新人看護職員の資質向上と医療機関における教育・指導体制の充実を図る目的で実施する新人看護職員教育事業を、公益社団法人岐阜県看護協会に委託する。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 厚生労働省の定める「新人看護職員研修ガイドライン」に基づき研修会を実施するためには看護の臨床経験及び教育経験を有する者が講習会を企画・運営する必要がある。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 (1) 看護の臨床経験及び教育経験を有した専門知識のある職員が在籍している。 (2) 県内病院の新人看護職員の動向調査や離職者の就業相談を実施する等、新人看護職員の状況を把握している。 (3) 研修に利用できる教室が確保でき、看護に関する専門書等を配備した図書室がある。 (4) 看護職員に関する研修を適正かつ効果的に実施した実績がある。 以上により、本事業を効果的かつ効率的に実施できる者は、公益社団法人岐阜県看護協会以外にはない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。